

マジコン規制をめぐる法整備の意義と課題 不正競争防止法を中心に

若井 航平

本研究は、マジコンとよばれる技術的制限手段回避装置の規制のあり方について、不正競争防止法(以下、不競法)を中心とした法制度・法整備上の観点から考察したものである。

はじめに平成21年2月のマジコン事件東京地裁判決について検討した。技術的制限手段回避装置提供行為規制を定める不競法2条1項10号では、主目的以外に付随的に回避機能をもった装置の存在を考慮し、回避機能のみをもった装置を規制する「のみ」要件が設けられている。そこで争点の中心となったのは、マジコンが技術的制限手段を無効化する機能「のみ」を有すると評価できるかどうかである。裁判所は立法趣旨及び立法経緯から、マジコンが「のみ」要件を充足するとして、回避装置にあたることを認めた。

マジコン事件判決後、マジコンのように無許諾複製ソフトの起動に用いられている装置が、自主制作ソフトを起動する機能等他の機能を併せ持つことによって2条1項10号「のみ」要件から外れて規制を免れることが懸念され、法改正によって「のみ」要件が削除された。ただし回避機能以外の機能を有する場合には、当該装置の用途実態をその都度考慮することとなった。また刑事罰が課されるようになり、更に水際規制を行うこととなった。

一方でマジコン等の規制は、自主制作ソフト開発者の表現の自由への影響を考慮する必要がある。確かに自主制作ソフトには、コンテンツ創作の硬直化を防ぐという意義が認められる。しかし自主制作ソフトが既存ゲームハードの市場に参入できると、質の低いソフトが出回り、メーカーに対する信用を失ったユーザーが買い控えをおこして、結局メーカーの開発衰退につながる可能性がある。従ってマジコン等の不競法が定める技術的制限手段回避装置を使用してまでの自主制作ソフト流通への配慮は必要ないと結論づけた。もちろん法の保護に甘えるだけでなく、メーカー自ら今後も技術的対策を進める必要がある。

著作権法に目を転じると、平成24年改正では技術的保護手段の見直しが行われ、保護対象が拡大されたが、マジコンが用いられるゲーム機の技術的保護手段までは含まれなかった。この点、マジコン等提供行為は不競法で対処できるため問題無いだろう。一方で提供者ではなくマジコン使用者に目を向けると、違法アップロードは自動公衆送信権侵害にあたるため、マジコンで利用される違法複製ゲームソフトがインターネット上に大量アップロードされている状態が、著作権法の規制により改善することが期待される。もっとも、22年改正で導入され、24年改正で刑事罰化もなされたダウンロード違法化については、ゲーム・プログラムは対象外であるとされているが、そもそも違法アップロードの摘発ができるのだから規制の必要性は少ないだろう。24年改正で規制が強められたリップング行為についてもマジコンは対象外とされているが、マジコン対策としては改正不競法をもって充分であり、著作権法でユーザーの回避行為自体を規制する必要性は少ないと考える。

(指導教員 村井麻衣子)